

平成23年8月31日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 神戸成一

平成22年(ワ)第20840号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年7月13日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同 佐 藤 順 子

同訴訟復代理人弁護士 五 反 章 裕

住所不明

(登記簿上の本店所在地)

東京都新宿区西新宿3丁目1番5号新宿嘉泉ビル8階

(主たる業務担当者の住民票上の住所)

東京都

被 告 バリオン株式会社

同代表者代表清算人 松 永

東京都

被 告 石 田

東京都

被 告 浅 野

横浜市

被 告 横 山

主 文

1 被告バリオン株式会社、被告石田及び被告浅野は、原告に対し、連

帶して、166万6764円及びこれに対する平成23年3月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告横山[]は、原告に対し、102万8151円及びこれに対する平成22年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、①被告バリオン株式会社（以下「被告バリオン」という。）に委託して行った海外先物取引（以下「本件バリオン取引」という。）について、同社の従業員であった被告石田[]（以下「被告石田」という。）及び被告浅野[]（以下「被告浅野」という。）による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法な行為によって損害を被ったとして、上記被告ら3名に対し、不法行為に基づき、166万6764円の損害賠償及びこれに対する最も遅い被告バリオンに対する訴状送達日の翌日である平成23年3月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、②消滅会社である株式会社フォーナイン（以下「フォーナイン」という。）に委託して行った海外先物取引（以下「本件フォーナイン取引」という。）について、同社の従業員による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法な行為によって損害を被ったとして、フォーナインの代表取締役であった被告横山[]（以下「被告横山」という。）に対し、不法行為に基づき、また、選択的に会社法429条1項に基づき、102万8151円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成22年7月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払

を求めている事案である。

1 前提事実（末尾に証拠等を記載した事実以外は、当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、大正14年[出生]生まれの男性であり、被告バリオン及びフォーナインとの間でそれぞれ海外先物取引を行っていた者である（以下「本件バリオン取引」と「本件フォーナイン取引」とを併せて「本件各取引」という。）。

(2) 被告バリオン関係

ア 被告バリオンは、海外市場における商品先物取引の受託等を業とする株式会社であったが、平成22年1月8日の株主総会の決議により解散した旨登記されている。

被告石田及び被告浅野は、本件バリオン取引当時、被告バリオンの従業員であった者である。

イ 原告は、平成20年10月ころ、被告バリオンとの間で、海外先物取引委託契約を締結して取引を開始し、被告バリオンに対し、次のとおりの金員を送金ないし交付した（甲1ないし10）。

- (ア) 平成20年10月20日 100万円
- (イ) 平成20年11月14日 60万円
- (ウ) 平成20年12月2日 100万円
- (エ) 平成20年12月22日 40万円
- (オ) 平成21年1月19日 42万円
- (カ) 平成21年3月3日 15万円
- (キ) 平成21年3月5日 17万円

合計 374万円

ウ 一方で、原告は、被告バリオンから、次のとおりの返金を受けた（甲10）。

- (ア) 平成21年1月16日 50万円

(イ) 平成21年4月17日 126万3236円
合計 176万3236円

エ 被告バリオンは、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

(3) フォーナイン関係

ア フォーナインは、海外市場における商品先物取引の受託等を業とする株式会社であったが、平成21年2月28日の株主総会の決議により解散し、同年11月30日に清算結了した旨登記されている。

被告横山は、本件フォーナイン取引当時、フォーナインの代表取締役であつた者である。

イ 原告は、平成19年2月27日、フォーナインとの間で、海外先物取引委託契約を締結して取引を開始し、フォーナインに対し、次のとおりの金員を送金ないし交付した。

(ア) 平成19年2月27日 60万円
(イ) 平成19年3月16日 60万円
(ウ) 平成19年6月15日 60万円
合計 180万円

エ また、一方で、原告は、フォーナインから、次のとおりの返金を受けた。

(ア) 平成19年4月4日 6万1595円
(イ) 平成19年4月27日 6572円
(ウ) 平成19年7月10日 5万円
(エ) 平成19年8月9日 66万4790円
(オ) 平成19年11月15日 4万円
(カ) 平成19年12月28日 3万8892円
合計 86万1849円

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各取引の違法性

(原告の主張)

ア 適合性原則違反

原告は、投資投機取引の知識経験を欠く上、本件各取引当時80歳を超える高齢者であり、海外先物取引の仕組みや危険性を理解する能力、海外先物取引に係る商品についての価格変動要因に関する情報を収集・分析し、その価格変動を予測する能力を備えていなかった。また、原告は、一人暮らしであり、年金のみを頼りに生活してきた。原告が有していた財産も、老後の生活の原資として用いられることが予定されており、投機的取引の原資にされるべき性質のものではない。このような原告に対して、海外先物取引を行うよう勧誘し、取引を受託することは、適合性原則に反し、極めて強度の違法性を有する。

また、本件フォーナイン取引においては、別紙建玉分析表のとおり、「直し」、「両建」等のいわゆる手数料稼ぎを目的とした不合理な売買が行われている。これについて原告が不合理な売買であるという認識すらできておらず、何らの異議も申し出ていないことは、これ自体、原告の理解、判断能力の欠如を表すものである。

イ 断定的判断の提供

本件各取引において、被告石田及び被告浅野並びにフォーナインの従業員カワカミは、原告に対し、それぞれ「絶対に儲かる」、「値段が上がる」などと、相場判断が確実に思惑どおりに推移し、利益を得ることが確実にできる旨執拗に告げて取引を開始させ、断定的判断を提供した。

ウ 説明義務違反

原告は、高齢の年金生活者であって、そもそも海外先物取引がどのような取引であり、どのような危険性があるのかをほとんど理解していないばかりか、自分が海外先物取引を行っていたという認識すらおぼつかない状

態である。したがって、被告石田及び被告浅野並びにフォーナインの従業員カワカミの説明義務の不履行は明らかである。

エ のみ行為

本件各取引は、海外取引所に取引を仲介すると偽って、原告から証拠金の交付を受けていながら、海外取引所に媒介しておらず、詐欺行為として違法性を有する。

(被告石田の主張)

被告石田が、原告の契約を担当していたのは事実であるが、被告石田は、被告バリオンを平成20年10月22日に退社したため、その後の本件バリオン取引については不知である。また、被告石田が被告浅野と二人で原告宅に訪問した事実はない。

ア 適合性原則違反について

被告石田は、原告から、「商品取引の経験が30年以上あり、現在も取引中である。」、「10月が納会のガソリンを売っており、1億以上の利益を出している。」、「[REDACTED]に定年まで勤め、役員までやり、同会社の会議にオブザーバーとして今でも参加している。」などの話を聞き、原告の知識、経験、財産の状況に照らして、十分適合性を有していると判断した。

イ 断定的判断の提供について

被告石田が、原告に対し、「絶対に儲かる」、「値段が上がる」などと断定的判断を提供した事実はない。

ウ 説明義務違反について

被告石田は、原告に対し、海外先物取引の仕組み、内容及びリスク等について合計2時間以上にわたり詳しく説明を行った。原告は、商品先物取引の経験者でもあり、その内容を十分に理解していた。

エ のみ行為について

被告バリオンにおいての受注は海外取引所に媒介されている。

(被告浅野の主張)

被告浅野は、本件バリオン取引当時、被告バリオンの管理部に所属しており、原告宅に訪問したことはあるが、訪問の際には、原告に対し、無理をせず余裕を持って取引をしてほしいこと、何か困ったことがあつたら連絡をしてほしいことなどを告げたのみであり、相場を勧めたり、必ず儲かるなどと発言したことではない。また、被告石田と二人で原告宅へ訪問した事実はない。

(被告横山の主張)

カワカミが本件フォーナイン取引当時、フォーナインの従業員であったことは認めるが、原告が主張する事実経緯については不知である。

ア 適合性原則違反について

本件フォーナイン取引当時、フォーナインでは、顧客管理部を設け、新規顧客に対しては、書類審査はもとより管理部から顧客に電話して再度のリスク説明と取引に対する意思の最終確認を行っていた。

フォーナインは、原告が申告した「年収及び金融資産300万円未満」に基づき、その6割の資金までで取引を行っているし、また、原告は、直近で2年間商品先物取引の経験があったため、十分な投資経験があると認められ、商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項も的確かつ十分に理解していた。

イ 断定的判断の提供について

フォーナインは、会社として従業員に断定的判断の提供をすることを禁じていた。

ウ 説明義務違反について

フォーナインの従業員は、原告に対し、十分な説明を行った。

エ のみ行為について

フォーナインでは、原告主張のようなののみ行為は行っていない。

(2) 被告らの責任

(原告の主張)

ア 被告石田は、本件バリオン取引において、断定的判断を提供した上、説明義務を尽くさないまま、適合性を欠く原告を勧誘し、取引を行わせたのであるから、不法行為責任を負う。

イ 被告浅野は、適合性審査を担当する管理部を統括する者であり、本件バリオン取引において、被告石田の上司として、被告石田の勧誘によって取引を開始しようとしていた原告について、その適合性審査に誤りがないか、説明義務が尽くされているか等を確認すべきであったのにこれをせず、かえって断定的判断を提供し、あるいは原告が年金生活の高齢者であることを認識しながら、明らかに適格性を欠く原告に取引を開始、継続させているのであるから、不法行為責任を負う。

ウ 被告バリオンは、上記従業員らの使用者としての責任（民法715条1項、709条）を負うにとどまらず、本件バリオン取引が被告バリオンの営業方針、営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであることに照らせば、法人として固有の不法行為責任を負う。

エ 被告横山は、本件フォーナイン取引のような違法な海外先物取引を業として行うためにフォーナインを組織、運営していたものであるから、従業員らと連帶して共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。また、被告横山は、フォーナインの代表取締役として、その営業が適法なものになるよう業務執行を行うべきでありながら、あえてこれをせず、違法勧誘を行わせたものであるから、その業務執行について少なくとも重過失による任務懈怠があり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(3) 原告の損害額

(原告の主張)

原告は、被告らの違法行為により、次のとおりの損害を被った。

ア 被告バリオン関係 166万6764円

(ア) 未返還交付金員相当損害金 197万6764円

(イ) 弁護士費用相当損害金 19万円

(ウ) 一部弁済 50万円

原告は、分離前相被告大林[]及び同小泉[]から、平成23年2月2日に50万円の支払を受けたので、これを上記(ア)及び(イ)の合計額216万6764円から控除する。

イ フォーナイン関係 102万8151円

(ア) 未返還交付金員相当損害金 93万8151円

(イ) 弁護士費用相当損害金 9万円

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(4) 和解契約の成否 (フォーナイン関係)

(被告横山の主張)

フォーナインは、平成19年8月9日、原告に対し、66万4790円を返金し、本件フォーナイン取引を清算したが、その後、原告から異議申立てがあったため、同年11月15日に4万円、同年12月28日に3万8892円の和解金もしくは見舞金を支払い、原告との間で和解をした。

(原告の主張)

否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1 本件各取引の違法性について

(1) 前提事実並びに証拠（甲1ないし16、乙ホ1、乙ト1ないし11〔各枚を含む。〕、原告、被告石田、被告浅野、被告横山）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告の属性等

(ア) 原告は、大正14年[■]に茨城県[■]に生まれ、[■]市内の尋常高等小学校を卒業後、[■]
[■]の仕事をし、[■]市内で[■]
[■]として働き、[■]60歳の定年まで勤務し、
主に[■]を行っていた。平成7
年に妻が他界した後は、息子夫婦と2世帯ではあるが、離れに原告が一
人で暮らしている。妻が死亡した当時、原告は、妻の死亡による保険金、
預貯金、夫婦の退職金等を合計して約5000万円の資産を有していた
が、そのほとんどを金融商品詐欺被害（商品先物取引、ロコ・ロンドン
取引、海外先物取引、社債商法、ファンド商法）によって失った。

原告は、定年後、現在に至るまで2か月あたり約48万円の年金を受
給して暮らしている。

(イ) 原告は、本件各取引より前に、国内公設の先物取引を行ったことがあるが、これは原告が74歳を超えてから不招請勧誘を受けて行ったものであり、原告は、これにより平成12年5月31日から平成14年1月4日までの約1年7か月の間に約3100万円もの損害を被った（なお、平成14年1月4日から平成20年2月18日までは、損金を細々と支払っていたが、新たな取引は行っていない。）。これらの取引は、その取引内容も不合理なものであり、経験というよりは、被害というべきものである。これらの取引について、原告は、「JPリサーチ先物被害相談室」なる業者の斡旋を受けて、損害金のわずか1割で相手方業者と和解をした（甲13ないし16）。

(ウ) 原告は、本件フォーナイン取引当時は81歳、本件バリオン取引当時は82歳であった。原告は、海外先物取引が何かについてその概要すら理解ができておらず、「証拠金」、「値洗い」、「帳尻」などの用語についてもその意味を理解していない。原告が、本件フォーナイン取引及び本件バリオン取引を開始することにしたのは、安定して儲かる取引であると考えたからであったが、どのようにして儲かるのかを説明することはできない。

(エ) 原告は、インターネットを利用することができず、日本経済新聞も購読していない。

イ フォーナイン関係

(ア) 平成19年2月ころ、フォーナインの従業員カワカミから、原告宅に海外先物取引の勧誘の電話があった。

同月27日、フォーナインの従業員が原告宅に訪問し、原告は、取引口座開設の申込を行った（乙ト1）。原告が記載した取引口座開設申込書（乙ト1）には、原告の収入・資産について、「年収 □300万円未満」、「1. 金融資産（預貯金・株式・債券・その他）□300万円未満」にそれぞれチェックがされている。また、取引経験については、商品先物取引を2年間行ったことがある旨記載されている。

フォーナインの従業員は、同日、原告に対し、「売買取引委託契約書」及び「海外商品市場における先物取引委託のガイド」を交付し、商品先物取引の仕組み、内容、リスク等について一応の説明を行った（乙ト2及び5）。

また、フォーナインの従業員は、原告が65歳以上であり、無職の年金生活者であったことから、「取引に当てる資金は損失を被っても生活に支障がない範囲であることを確認し、私の責任と判断で取引を行うことを申し出ます」と印字された申出書2通（乙ト3及び4）について、

同日、原告から、署名押印の上、提出を受けた。

フォーナインでは、65歳以上か否か、職業の有無、定期的収入の有無、取引経験の有無を適合性審査の基準としており、これらの基準に触れる顧客については、上記のような申出書の記載を求めていた。被告横山は、原告からの提出書類について、一応のチェックを行った。

(イ) 原告は、その後、本件フォーナイン取引を開始し、前提事実(3)イ及びウのとおり入出金があった。原告は、本件フォーナイン取引においては、別紙建玉分析表のとおり、「直し」（取引番号7, 9, 15）、「両建」（取引番号11, 13, 15）を含む取引を行っている。

ウ 被告バリオン関係

(ア) 平成20年10月上旬ころ、被告バリオンの女性従業員は、原告宅に電話をかけ、海外先物取引の案内を行った。同月10日ころ、被告石田は、アポイントをとった上で、原告宅を訪問し、海外先物取引の基本的な仕組みなどについて説明を行った。被告石田は、同月17日ころ、原告に対し、電話で口座開設を促し、同月20日ころ、再度原告宅を訪問して、委託のガイドや契約書類を交付し、それらに基づいて海外先物取引の仕組みやリスク等について一応の説明を行った。原告からは、具体的な質問等はなかった。被告バリオンにおいては、適合性審査の判断基準として、70歳以上の顧客については、取引経験と資産状況の確認をすることが必要であった。被告石田は、取引経験と資産状況についての裏付け資料は特に提出させなかつたが、原告から、口頭で、過去に先物取引の経験があること、年金生活者であることなどを確認した。原告は、口座開設の手続を行い、そのころ本件バリオン取引を開始した。なお、被告石田は、平成20年10月22日に被告バリオンを退社し、その後の取引には関与していない。

(イ) 被告浅野は、被告バリオンの適合性審査の担当部署である管理部の責

任者であったが、原告が本件バリオン取引を開始した後、しばらくしてから、適合性判断の目的もあって原告宅を訪問した。被告浅野は、事前に部下から、原告が先物取引の経験者であると聞いていたが、経験の有無を確認するとともに、原告に海外先物取引のリスクについて理解しているかを確認した。この際、原告から特に質問はなかった。

(2) 適合性原則違反について

ア 海外先物取引は、少額の証拠金による差金決済という取引方法により、多額の取引が可能となるものであるが、一方で、商品市場においては、経済状況の変化等によって短期間に激しい値動きが生じたり、為替変動によって多額の差損が生じたりすることがあるため、極めて投機性の高い取引であって、取引に参加する者に、予期せぬ巨額の損失を被らせる危険性が大きいものである。そのため、海外先物取引に参加するには、商品市場における商品価格の変動や為替変動を予測し、それらの変動に対して即時的な判断や対応ができるだけの知識、経験、判断力が必要であり、また、予期せぬ損失や証拠金の追加に対応できるだけの資金力も必要である。客観的にみて、このような取引を行うだけの知識、経験、判断力及び資金力を有しない者に対して海外先物取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は適合性原則に反し違法であるというべきである。

イ 上記(1)の認定事実によれば、原告は、本件フォーナイン取引当時は8歳、本件バリオン取引当時は8歳であり、海外先物取引が何かについてその概要すら理解ができない状態であったこと、原告が、本件フォーナイン取引及び本件バリオン取引を開始することにしたのは、安定して儲かる取引であると考えたからであり、海外先物取引が極めて投機性の高い取引であることを全く理解していないことが認められる。原告は、本件各取引より前に、国内公設の先物取引を行ったことがあるが、これ

は、上記(1)のとおり、経験というよりは、被害というべきものである。また、原告の財産状況としても、原告は、年金生活者であり、原告が記載した取引口座開設申込書（乙ト1）には、原告の収入・資産について、「年収 □ 300万円未満」、「1. 金融資産（預貯金・株式・債券・その他）□ 300万円未満」にそれぞれチェックがされている。これらの事実に照らせば、原告は、海外先物取引を行うだけの知識、経験、判断力及び資金力を有しない者であるというべきであり、このような原告を勧誘して取引を行わせることは、適合性原則に反し違法であるというべきである。そして、原告の状態に鑑みると、被告ら及びフォーナインの従業員は、原告が海外先物取引を行うには不適格者であることを認識し、少なくとも認識し得たというべきである。

ウ この点、フォーナインの従業員は、原告から、「取引に当てる資金は損失を被っても生活に支障がない範囲であることを確認し、私の責任と判断で取引を行うことを申し出ます」と印字された申出書2通（乙ト3及び4）の提出を受けているが、原告は、これらの書面を提出することの意味も理解できていなかったというべきであるから、この事実をもって上記認定が左右されるものではない。また、被告石田は、原告から、「商品取引の経験が30年以上あり、現在も取引中である。」、「10月が納会のガソリンを売っており、1億以上の利益を出している。」、「[REDACTED]に定年まで勤め、役員までやり、同会社の会議にオブザーバーとして今でも参加している。」などの話を聞いたと主張するが、原告は、[REDACTED]に定年まで勤めた旨を話したこと以外の事実は否認しているところ、原告が上記発言をしたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、被告石田の上記主張は採用できない。

(3) 説明義務違反について

上記(1)の認定事実によれば、本件各取引においては、それぞれ勧誘の際に、原告に対し、委託のガイド等に基づき、海外先物取引についての仕組みやその危険性についての一応の説明がされたことが認められる。

しかしながら、原告の状態に照らせば、これらの説明は形式的なものにすぎなかつたというべきであり、これによって原告が海外先物取引の仕組みやその危険性を理解することができたとは到底いえない。実際に、原告は、海外先物取引を行えば、安定的に儲けることができると思って本件各取引を開始したのであって、この事実に鑑みても、被告石田及びフォーナインの従業員が、原告に対し、海外先物取引の仕組みやその危険性を原告が具体的に理解することができる程度に十分な説明を行ったとはいえない。

したがって、本件各取引の勧誘行為には、説明義務違反の違法性もあるとすべきである。

(4) 断定的判断の提供について

原告は、本件各取引において、被告石田及び被告浅野並びにフォーナインの従業員カワカミは、原告に対し、それぞれ「絶対に儲かる」、「値段が上がる」などと断定的判断を提供したと主張し、これに沿う供述をする。

しかしながら、被告らは上記事実を否定しているところ、従業員らの説明を原告がどのように受け止めて解釈したかはさておき、被告石田及び被告浅野並びにフォーナインの従業員カワカミが上記のような発言をしたことの確たる裏付けもない中で原告の上記供述を直ちに採用することはできず、他に原告主張の事実を認めるに足りる証拠はない。

(5) のみ行為について

原告は、本件各取引について、海外取引所に取引を仲介すると偽って、原告から証拠金の交付を受けていながら、海外取引所に媒介していないと主張する。

しかしながら、被告らは上記事実を否定しているところ、上記事実を認め

るに足りる証拠はない。

- (6) 以上によれば、本件各取引については、適合性原則違反、説明義務違反の違法性があるというべきである。

2 被告らの責任について

- (1) 被告石田は、本件バリオン取引において、上記のとおり、説明義務を尽くすことなく、適格性を欠く原告を勧誘したものであるから、不法行為責任を負う。

また、被告浅野は、被告バリオン取引において、適合性審査を担当する管理部の責任者でありながら、被告石田に勧誘された適格性を欠く原告について、取引を開始、継続させているのであるから、不法行為責任を負う。

そして、被告石田及び被告浅野の上記行為は、被告バリオンの営業行為として一体として行われたものであり、共同不法行為を構成するというべきであるから、被告石田及び被告浅野は、これにより原告に生じた全損害について賠償責任を負う。これに対し、被告石田及び被告浅野は、本件バリオン取引の一部に関与しただけであるなどと主張して、その責任を否定するが、これらの主張を採用することはできない。

- (2) 被告バリオンは、被告石田及び被告浅野の使用者であったものであり、被告石田及び被告浅野の上記行為が、被告バリオンの事業の執行についてされたことは明らかであるから、被告バリオンは、使用者責任（民法715条1項、709条）を負う。

- (3) 被告横山は、フォーナインの代表取締役であった者であり、本件フォーナイン取引について、原告の適合性審査のチェックも行っており、本件フォーナイン取引は、被告横山の了解の下に組織的に行われていたというべきであるから、被告横山は、フォーナインの従業員とともに、共同不法行為責任を負う。また、被告横山は、本件フォーナイン取引について、代表取締役としての善管注意義務に違反しており、この任務懈怠について少な

くとも重過失があったというべきであるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

3 原告の損害額について

前提事実、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、被告らの上記違法行為により、次のとおりの損害を被ったことが認められる。

(1) 被告バリオン関係 166万6764円

ア 未返還交付金員相当損害金 197万6764円

イ 弁護士費用相当損害金 19万円

原告が本訴提起及びその遂行のために弁護士を選任したことは当裁判所に顕著であり、本件事案の内容、審理の経過等の事情に鑑みると、上記不法行為と相当因果関係のある損害としての弁護士費用の額は、19万円と認めるのが相当である。

ウ そして、前提事実のとおり、原告は、分離前相被告大林[]及び同小泉[]から、平成23年2月2日に50万円の支払を受けたので、これを上記ア及びイの合計額216万6764円から控除すると、166万6764円になる。

(2) フォーナイン関係 102万8151円

ア 未返還交付金員相当損害金 93万8151円

イ 弁護士費用相当損害金 9万円

上記違法行為と相当因果関係のある損害としての弁護士費用の額は、9万円と認めるのが相当である。

4 和解契約の成否（フォーナイン関係）について

被告横山は、フォーナインが、原告に対し、平成19年11月15日に4万円、同年12月28日に3万8892円の返金を行ったことをもって、原告との間で和解をしたと主張する。

しかしながら、原告はこれを否認しているところ、上記事実を裏付ける和解

書などの書面もなく、被告横山自身、その本人尋問において、原告と和解をしたことまでの記憶はなく、上記返金をしたということは、おそらく和解をしたのではないかと推測しているにすぎないことを自認していることに照らすと、被告横山の供述をもって上記事実を認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

5 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判官 池田知子

建玉分析表(フォーナイン)

No.	成立日	約定時間	注文日	銘柄名	限月	値段(下ル)	売数	充	委託	玉	買	買數	売残	買残	取引金額(ドル)	換算レート	差引損益金(ドル)	差引損益金(日本円)	手数料(日本円)	売買損益金	直途	日	両不
1	2007/3/15	1:40	2007/3/14 NY金		2007年6月	646.1			新		2	0	2	1292.20	116.27								
2	2007/3/16	21:22	2007/3/16 NY金		2007年6月	657.3			新		2	0	4	1314.60	115.78								
3	2007/3/20	不明	2007/3/20 NY金		2007年6月	661.5	2	決	←			0	0	0	1323.00	116.88	3030.00	359,991	¥ 25,200	334,791			
4	2007/3/20	不明	2007/3/20 NY金		2007年6月	661.5	2	決	←			0	0	0	1323.00	116.88	840.00	98,180	¥ 25,200	72,980			
5	2007/3/22	8:32	2007/3/20 NY金		2007年4月	655.4			新		5	0	5	3327.00	116.57								
6	2007/4/5	不明	2007/4/5 NY金		2007年4月	671.5	5	決	←			0	0	0	3357.50	117.73	3050.00	359,077	¥ 63,000	296,077			
7	2007/4/5	22:28	2007/4/5 NY金		2007年6月	681			新		5	0	5	3405.00	117.84							★	
8	2007/4/17	不明	2007/4/16 NY金		2007年6月	689.3	5	決	←			0	0	0	3446.50	118.64	4150.00	492,356	¥ 63,000	429,356			
9	2007/4/17	不明	2007/4/16 NY金		2007年8月	701.3			新		7	0	7	4912.60	118.54							☆	
10	2007/4/27	不明	2007/4/21 NY金		2007年8月	681.5	5	決	←			0	0	2	3401.50	118.80	-10150.00	-1205820	¥ 63,000	-1,268,820			
11	2007/4/27	20:47	2007/4/27 NY金		2007年10月	690.9	2	新	←			2	2	1381.80	118.80							◆	
12	2007/5/25	不明	2007/5/25 NY金		2007年8月	662.4	2	決	←			0	2	1324.80	120.20	-780.00	-947,176	¥ 25,200	-972,376				
13	2007/5/26	0:25	2007/5/25 NY金		2007年8月	660			新		2	2	1320.00	120.59							●		
14	2007/6/15	不明	2007/6/15 NY金		2007年10月	662.8			決		2	0	2	1325.60	122.15	5620.00	686,483	¥ 25,200	661,283				
15	2007/6/15	20:34	2007/6/15 NY金		2007年10月	660.4	2	新	←			2	2	1320.80	122.51							●	
16	2007/6/22	不明	2007/6/23 NY金		2007年9月	653.9	1	決	←			2	1	653.90	122.95	-610.00	-74,999	¥ 29,400	-87,599				
17	2007/7/21	不明	2007/7/27 NY金		2007年10月	673			決		2	0	1	1346.00	117.94	-2520.00	-297,208	¥ 29,400	-324,608				
18	2007/7/21	不明	2007/7/28 NY金		2007年8月	656.6	1	決	←			0	0	131.00	117.94	-340.00	-40,059	¥ 14,700	-54,799				

これは正本である。

平成23年 8月31日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 神戸成

